

答 申 第 3 9 号  
平成24年8月29日

佐賀市長 秀 島 敏 行 様

佐賀市個人情報保護審査会  
会 長 村 上 英 明



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号に基づき、平成24年8月7日付佐市市生第922号により諮問がありました佐賀市住民基本情報の目的外利用については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。